

確認してください

知っておきたい税情報

市が行う公共サービスには、市民一人一人が納める税金が使われています。

今回、市税などの税に関する情報を紹介します。

5ページには「令和元年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。
活用してください。

5月31日(金)までに納付を

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税される市税です。納付期限は5月31日です。

本年度の納税通知書は、5月中旬に届きますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで、早めに納めてください。

軽自動車税の減免制度

身体障害者などが移動のために利用する、軽自動車にかかる

税金を、減免する制度があります。減免を受けるためには申請が必要です。

対象／軽自動車を所有する身体障害・知的障害・精神障害のある人、またはその家族などで、一定の基準を満たす人

申請期限／5月31日(金)

市税務課課税班(☎62・5321)

口座振替による納付に協力を

市税の納付方法

市では口座振替による納付を原則化しています。現在、納付

書で納めている人は、口座振替への切り替えに協力してください。

口座振替は市役所や金融機関まで出向く必要がなく、納め忘れもありません。現金などを持ち歩く必要もないため、便利で安全・安心な納付方法です。

申し込み手続きは

預金通帳と通帳印を持参の上、市指定の金融機関(納付書に記載)か、郵便局で行ってください。

市税務課で手続きできます

キャッシュカードと身分証明書(運転免許証など)を持参の上、

休日納税窓口／毎月第4日曜日
午前8時30分～正午
開設場所
税務課(市役所本庁1階8番窓口)
〔注意事項〕
●納付相談は市税・国保税に限ります。
●介護保険料、後期高齢者医療保険料なども、納付書を持参すれば納めることができます。
●税務課収税班(☎62・5322)

問：問い合わせ
申：申し込み

税務課の窓口で行ってください。

市税務課収税班(☎62・5322)

納税の利便性を図るため開設

夜間・休日納税窓口

仕事などで、日中に市税などの納付や納付相談ができない人のため、夜間・休日納税窓口を開設しています。

開設日時

夜間納税窓口／毎月10日 午後

5時30分～8時

※土・日曜日、祝日の場合は、直後の平日になります。

5月31日(金)までに納付を

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税で、納付期限は5月31日です。本年度の納税通知書は、4月下旬から5月上旬にかけて届きますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで、早めに納めてください。
インターネットを利用したクレジットカードでの納付もできます。利用するには納付期限までに手続きしてください。

市自動車税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)